

令和7年度障がい者スポーツ振興事業業務委託募集要領

1 趣旨

障がい者がスポーツを行う上で、特性を理解した指導者の育成やスポーツをする場所の確保等が課題となっていることから、本業務委託において、障がい者がスポーツを行う場及び機会の提供と、それを支える指導者の育成、関係者間の連絡調整体制の強化を総合的に実施し、障がい者が身近な地域でスポーツに参加できる環境を整え、より一層の裾野拡大を図るとともに、県民の障がい者に対する理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加を促進する。

2 委託業務の内容

委託業務の内容は、別添「令和7年度障がい者スポーツ振興事業業務委託仕様書」のとおりとする。

3 委託期間及び委託料の上限

- (1) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (2) 委託料の上限 19,597千円（税込）

本事業は、令和7年度岩手県一般会計予算の成立を前提として実施するものであり、予算案が議決されなかった場合にあっては、本件業務委託手続について停止の措置を行うことがある。

4 応募資格

- (1) 岩手県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体であること。
- (2) 本件委託事業を実施するに当たって、障がい者スポーツに係る知識と経験を有する人員が配置されており、障がい及び障がい者を正しく理解し、適切なサービスが提供できると認められる法人又は団体であること。
- (3) 公益財団法人日本パラスポーツ協会が認定する中級以上のパラスポーツ指導員資格者を擁し、かつ本事業に従事させることができる法人又は団体であること。
- (4) 次のいずれかに該当する法人又は団体は、応募者となることはできないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加が制限されている法人又は団体
 - イ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更生又は再生手続きをしている法人
 - ウ 岩手県が行う建設工事等の請負又は物品・役務の購入・提供若しくは製造の請負の指名停止を受けている法人又は団体
 - エ 法人税、事業税、消費税、地方消費税を滞納している法人又は団体
 - オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人又は団体
 - カ 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助として使用する恐れのある法人又は団体

5 応募方法

- (1) 応募期間
令和7年2月28日(金)から令和7年3月11日(火)まで(必着)
- (2) 提出場所
岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課
- (3) 提出書類(各1部)
 - ア (様式1) 令和7年度障がい者スポーツ振興事業業務委託実施希望届出書
 - イ (様式2) 組織等に関する調書
 - ウ (様式3) 事業等に関する調書(その他の受託事業及び補助事業の状況)
 - エ (様式4) 応募資格確認申請書
 - オ 各様式に記載した添付資料
- (4) その他
応募書類は持参又は郵送とすること。(郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」とすること。)

6 応募に関する留意事項

- (1) 失格又は無効
次に掲げる場合は、当該応募は失格又は無効とすること。
 - ア 提出期限を過ぎて応募書類が提出されたとき。
 - イ 提出した書類に虚偽を記載したとき。
 - ウ 本募集要領に違反すると認められたとき。
 - エ 応募資格を有していないことが判明したとき。
 - オ 申請者による業務履行が困難であると判断されたとき。
- (2) 応募内容の変更禁止
提出された書類の内容を変更することはできないこと。
- (3) 応募書類の取扱い
応募書類は理由のいかんを問わず、返却しないこと。
- (4) 費用負担
応募に要する経費等はすべて応募者の負担とすること。
- (5) 質問
 - ア 別紙「令和7年度障がい者スポーツ振興事業業務委託に係る質問票」に記載のうえ、FAX、郵送・持参又はE-mailにより下記10の間合せ先あて提出のこと。
 - イ 受付期間
令和7年2月28日(金)から令和7年3月5日(水)まで(持参の場合は、土、日及び祝日を除く。)
 - ウ 回答方法
受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、令和7年3月6日(木)に岩手県公式ホームページ上に掲載する。

7 応募から契約までの流れ

応募書類の確認結果を令和7年3月12日(水)に郵送により書面で通知する。

- (1) 資格要件を満たす応募者が1者の場合
応募した1者を契約候補者とし、令和7年3月19日(水)までに別途見積書を提出すること。

- (2) 資格要件を満たす応募者が2者以上の場合
資格要件を満たす応募者に対し、下記8に定める企画競争による選定委員会を実施し、契約候補者を選定すること。

8 審査方法等

7(2)に定める企画競争の実施方法等については以下のとおりとし、応募者の有する企画や運営能力等を総合的に評価して選定する。

なお、選定に当たっては、選定委員会を実施する。(選定委員会日程は後日通知する。)

(1) 提出書類等

ア 提出期限

令和7年3月14日(金)(必着)

イ 受付場所

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課

ウ 提出書類(各5部)

(ア) (様式5) 令和7年度障がい者スポーツ振興事業業務委託 企画提案書

(イ) (様式6) 令和7年度障がい者スポーツ振興事業業務委託 事業に関わるスタッフ一覧表

(ウ) (様式7) 令和7年度障がい者スポーツ振興事業業務委託 見積書

エ その他

応募書類は持参又は郵送とすること。(郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」とすること。)

(2) 企画競争に際しての留意事項

上記6に準ずる。

なお、応募者が選定委員会に出席しない場合及び書類を提出しない場合は、失格とする。

(3) 審査機関

審査は、障がい者に関する有識者及び県職員による選定委員会において行う。

(4) 審査方法及び審査内容

ア 応募者は、企画提案書等を提出すること。

イ 応募者は、別途開催する選定委員会においてヒアリングを受けること。

※ 応募者が選定委員会に出席しない場合は、失格とする。

ウ 審査委員は、企画提案書等及びヒアリング内容を参考に別表「選定基準、審査内容及び配点」に基づき各委員が評価・得点化し、選定委員会で審議し、契約候補者を選定すること。

エ 審査結果は契約予定者の選定後、速やかに文書で通知するとともに県のホームページに掲載し公表すること。

9 その他

本要領に定めのない事項は、岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長が別に定めるものとする。

10 問合せ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課 生涯スポーツ担当

電話 019-629-6495 FAX 019-629-6791 E-Mail AK0003@pref.iwate.jp

(別表) 選定基準、審査内容及び配点

令和7年度障がい者スポーツ振興事業業務委託

選定基準	審査項目	審査内容	配点	
1 事業目的	事業目的	委託業務の趣旨、内容、求められる成果等を理解し、的確な提案となっているか。	10	10
2 企画提案内容等	事業の運営	各事業における確実な実施が見込まれる提案となっているか。	15	35
	関係団体・機関との連携	関係団体・機関との連携が見込まれる計画となっているか。	10	
	事業効果	利用者の増加を図るための具体的手法及び効果が期待できる計画となっているか。	10	
3 事業の確実性	見積書	事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性がとれた計画となっているか。	10	50
	事業実施能力	団体の運営基盤（財政、人材）が確保され、的確な事業運営、スタッフ配置、事業実績報告等が適正かつ確実に運営できる計画となっているか。	15	
	専門性などの特性	業務の実施に当たって知識と経験を有する人員を配置する計画となっているか。	15	
	事業実績	類似の業務実績から、確実に本事業を遂行できる能力を有し、又は良好な運営が期待できるか。	10	
4 その他		事業実施に当たって、特に優れた提案や工夫が認められるか。	5	5
合計			100	